

介護老人保健施設しお風 運営規程

(短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人香南会が運営する介護老人保健施設しお風（以下「事業所」という。）が実施する指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、生活の質の向上及び精神的負担の軽減を図り、利用者の立場に立った短期入所サービスを提供する。

2 短期入所サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設しお風
- (2) 所在地 高知県香南市赤岡町1186番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名以上（兼務）
医師（管理者）は、入所者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 薬剤師 1名以上
薬剤師は、利用者の健康管理及び医療上において必要とする医薬品の管理、保存、調剤及び交付に関する業務を行う。
- (3) 支援相談員 1名以上（兼務）

支援相談員は、利用者の生活支援を行い、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言指導を行う。

(4) 看護職員 5名以上

看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生の業務を行う。

(5) 介護職員 12名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の給食管理、栄養指導を行うとともに、給食の献立、給食の業務を行う。また、調理員に所要の指示を行う。

(7) 理学療法士等 1名以上

理学療法士等は、医師の指示のもとに、利用者に対し、機能訓練に関する業務を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上（兼務）

介護支援専門員は、利用者及び家族の希望・心身状況等を勘案し短期入所療養介護計画の作成を行う。

（利用定員）

第5条 利用者の定員は3名とする。また、利用は空室型のため短期入所サービスの専用居室は設けないものとする。

（短期入所サービスの内容）

第6条 利用者の心身の状況や病状、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくは家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を提供する。

（通常の送迎実施範囲）

第7条 通常の送迎実施範囲は、次のとおりとする。

安芸市、芸西村、南国市、香南市、香美市、高知市

（利用料その他の費用の額）

第8条 短期入所サービスの利用料は、国が定める基準によるものとし、介護保険負担割合証に基づく額とする。その他、次の費用を必要とする。

(1) 利用者が選定する特別な居室の提供を行った場合の費用

- (2) 食事、教養娯楽、日用品の提供を行った場合の費用
- (3) 上記(1)、(2)に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明を行い利用者の同意を得る。なお、介護保険給付対象外サービスの利用の額は、重要事項説明書のとおりとする。

(身体拘束)

第9条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく、身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(褥瘡対策)

第10条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう、適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 短期入所サービスの利用について、次に定める内容に留意する。

- (1) 面会時間に制限はない。但し、夜間は施錠されているためインターホンで知らせること。面会時はその都度職員に届け出ること。
- (2) 外出・外泊は、事前に申し出ること。
- (3) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って使用すること。
- (4) 飲酒は、施設まで相談すること。敷地内は全面禁煙とする。
- (5) 金銭、貴重品の管理は、個人管理を基本とする。本人に能力がない場合は相談すること。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは職員に相談すること。
- (7) ペットの持ち込みは禁止する。
- (8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (9) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(緊急時における対応方法)

第12条 事業所の職員は、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医師または、あらかじめ事業所が指定した協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常時災害対策)

第13条 事業所は、非常災害対策として、消防計画に基づき、防災訓練を実施する。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うよう努める。

2 事業所は、施設内に食中毒を含め感染症が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第15条 苦情解決責任者は、入所者及び家族からの運営に関する苦情や相談に迅速かつ適切に対応するため、次に定める事項に従い必要な措置をとる。

- (1) 苦情解決責任者は苦情解決処理の総括業務を遂行する。
- (2) 苦情相談窓口の設置
- (3) 関係職員による改善措置の協議、決定
- (4) 入所者及び家族に対する事実関係及び改善措置の説明
- (5) 記録の整備

(事故発生時の対応)

第16条 事故の発生またはその再発を防止するため、次に定める措置をとる。

- (1) 事故の発生またはその再発を防止するための指針を整備する。
 - (2) 事故の状況及び講じた措置について記録し、発生の事実及びその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発防止に努める。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に実施する。
- 2 利用者に対する施設サービス提供により事故等が発生した場合は、速やかに市町村・身元保証人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をし、再発防止に努める。
- 3 利用者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(高齢者虐待防止)

第17条 高齢者虐待防止法に基づいて、事業所では虐待防止に努めるとともにその発見、通報、保護を積極的に行い関係機関との連携を図る。

- 2 虐待防止のための指針を作成し、虐待防止のための体制を整備する。
- 3 事業所において入所者に対する身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待や養護を著しく怠ることのないよう、定期的に虐待防止に向けての研修を実施する。

- 4 虐待を発見又はその情報を入手した場合は、速やかに関係機関に通報する。
- 5 市町村より高齢者虐待についての協力依頼があった場合は、施設長の了解のもとに受け入れ、連携を図る。
- 6 苦情解決処理規程に沿った適切且つ迅速な対応により、入所者の権利を擁護する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 介護に当たっては、懇切丁寧を旨とし、家族に対して介護上必要な事項について、理解しやすいよう説明する。また、入所者の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行うとともに、短期入所サービス計画に基づき必要な看護、介護及び機能訓練、医療並びに健康管理を適切に行う。

- 2 事業所は、入所者の心身の状況、生活歴病歴等の把握に努める。
- 3 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。
- 4 職員は、業務上知り得た入所者及び家族等の秘密を保持する。
- 5 職員であった者に、業務上知り得た入所者及び家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に定める。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人香南会で定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年8月10日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。